

感染症病床の設備構造等に関する基準の概要(案)

○ 感染症病床に関する事項

- (1) 感染症病床に係る人員配置基準を次のとおり厚生労働省令で規定すること。
 - ① 医師の員数は、入院患者16人に対し1人を標準とすること。
 - ② 薬剤師の員数は、入院患者70人に対し1人を標準とすること。
 - ③ 看護婦及び准看護婦の員数は、入院患者3人に対し1人を標準とすること。

- (2) 感染症病床に係る構造設備基準を次のとおり厚生労働省令で規定すること。
 - ① 病室の床面積は、内法で患者1人につき6.4平方メートル以上とすること。
 - ② 病室に面する廊下の幅は、内法で、片側居室の場合1.8メートル以上、両側居室の場合2.1メートル以上とすること。

- (3) 感染症病床について経過措置として次の特例を厚生労働省令で規定すること。
 - ① 改正法の施行から2年6月間(一の(3)の①に定める病院については、改正法の施行から5年間)、看護婦及び准看護婦の員数は、入院患者4人に対し1人を標準とすること。
 - ② 既存の建物に係る病室の床面積は、内法で患者1人につき4.3平方メートル以上とすること。
 - ③ 既存の建物に係る病室に面する廊下の幅は、内法で、片側居室の場合1.2メートル以上、両側居室の場合1.6メートル以上とすること。

平成12年12月11日
公衆衛生審議会感染症部会

感染症病床における今後の人員配置基準・構造設備基準の見直しの方向性

1. 背景

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の整備を図ること等を目的とした医療法等の一部を改正する法律案が第150回臨時国会に提出され、11月30日に成立した。この法律が施行される際には、人員配置基準・構造設備基準についても見直すこととしているため、感染症病床についても見直す必要がある。

2. 現状

感染症法においては、一類感染症、二類感染症及び新感染症の患者については、原則として、感染症指定医療機関に入院させることとしている。感染症指定医療機関を指定する際の基準については、厚生省から構造設備基準を示すとともに、病床数についても、第一種感染症指定医療機関については都道府県の区域ごとに2床、第二種感染症指定医療機関については二次医療圏の人口に応じて4床から12床と基準を示している。

また、医療法においても基準を規定しており、現行の感染症病床の基準は、人員配置基準についてはその他の病床（いわゆる一般病床）と同等、構造設備基準についてはその他の病床と同等としつつ、感染するという感染症の特性にかんがみて他の患者への感染を防止するための構造設備を設けるように規定されている。

二つの法体系においてそれぞれ規定されているのは、医療法に基づく基準は病院等有していなければならない最低限の基準であるのに対し、感染症法では一定の上乗せ基準を定めているためである。

3. 見直しの方向性

感染症の患者に対する医療は、一般の患者に対する医療と同程度の人員をもって対応することが必要であることから、感染症病床における医師、看護婦、薬剤師等の人員配置基準については一般病床の新たな基準と同等とし、構造設備基準についても一般病床の新たな基準と同等としつつ、感染するという感染症の特性にかんがみて他の患者への感染を防止するための施設については現行の基準と同等の基準を設けることとしたい（別紙参照）。

法改正前後の病院の人員配置・構造設備基準の比較（感染症病床）

		改正後	改正前
区分		感染症病床	感染症病床
主な人員配置基準		医師 16 : 1 看護婦・准看護婦 3 : 1	医師 16 : 1 看護婦・准看護婦 4 : 1
		薬剤師 70 : 1	薬剤師 70 : 1
構造設備基準	必置施設	一般病床において必要な施設のほか、 ・機械換気設備 ・感染予防のためのしや断 ・一般病床の消毒施設のほかに必要な消毒施設	その他の病床において必要な施設のほか ・機械換気設備 ・感染予防のためのしや断 ・その他の病床の消毒施設のほかに必要な消毒施設
		1患者当たり病床面積 新設（全面改築含む） 6.4 m ² 以上 既設 4.3 m ² 以上	4.3 m ² 以上
	廊下幅	新設（全面改築を含む） 1.8m 以上（両側居室 2.1m） 既存病床からの転換 1.2m 以上（両側居室 1.6m）	1.2m 以上（両側居室 1.6m）

※看護婦等については、法改正後の一般病床に準じた経過措置を予定
 ※歯科医師については、歯科、矯正歯科、小児歯科及び歯科口腔外科の入院患者 16 人に 1 人
 ※薬剤師については、平成 13 年 12 月を目標に別途検討。